

都市計画税の使途について(令和6年度当初予算分)

用途地域内の土地や家屋に課税される都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費の財源として使用されますが、令和6年度の当初予算における都市計画税の使途は、次のとおりです。

〔歳入〕都市計画税の収入額	126,195 千円
〔歳出〕都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費	264,750 千円

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳					
		特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	都市計画税	その他
土地区画整理事業	2,454	0	0	0	0	1,170	1,284
街路事業	52,828	0	1	3,800	986	25,181	22,860
下水道事業	209,468	0	0	0	0	99,845	109,623
合計	264,750	0	1	3,800	986	126,195	133,768

- ※1 都市計画税は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。
- ※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。